時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號 貳錢五厘○一箇月 前金五拾錢○三箇月 前金壹圓四拾五錢○六箇月 前金貳圓八拾五錢○一箇年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢

二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢

三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢

四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢

五 露領浦鹽斯德、淸國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

蒸氣は壓倒せらる可し

本年四月十九日發兌の米國雜誌に右題號の意味を表はしたる一編の文章あり左しも此十九世紀に或は船となり車となり又は印刷機となりて人心の根底より革命を行ひ向ふ所、敵なかりし蒸氣力も電氣と云へる新來の强敵に遇ふては最早や暮るゝに遑とする同世紀の臨終だも待たず日下開山の稱號を彼に讓らんとす此時勢の變遷は輕々看過す可きに非ず即ち右の文章を抄譯して社說に代ふ

時の實業上の大運動を觀察して最も機敏なる實際の學者の說に今や電氣ほど資本家の心を動かすこと大なるものはなし其高の多少を論ぜず苟も何かの事業に放資して利潤を見んとする所の餘剩金を所持する人々は電氣を商賣上に利用せんとの目的を以て會社組織を計畫する者共の說に耳を傾くること其他の商賣上の思付を以てする建策に超えたりと云へり

左ればこそ近來國中の電氣鐵道を擴張せんとの目的を以て斯くまで巨額の金の集りたるも偶然に非ざるを了解するに足る可し現に資本家數名は電氣車をして(ハヅスン河を隔てゝ紐育市と相對したる)ジェルジー市より市民往來の大道を通じてフヰラデルフヰア市に至るまでの間を往復し得せしむる所の線路築造の爲め既に數百萬弗を出金せしが此出金の事は昨年中恰も金融逼迫の最中に思立ち或は本年の夏をも待たずして工事に着手す可し

資本家は長日月を待たずしてボストン市より紐育に至るまで電氣車を通じて旅客の便を得せしむ可しと云ひ又國內にて屈指の或る會社は行く〳〵はオルバニー、バッファロー兩市の間に車を運轉するに足る程の電氣を供給せんと期し居れり

オハヨー州の或る官吏は此ほど紐育市の左る商人數名に向て我州の中に在る市々村々の間をば電氣車を以て繫ぐこと猶現在の電信線及び電話線の如くならしむるは蓋し十年を出でずと斷言して一驚を喫せしめたり又シカゴ萬國博覽會を見物せし或る名の聞えたる外國の理學者の所見に方今合衆國內に發達しつゝある電氣車諸會社が其區域を廣くして結合體を成すこと彼の電信諸會社の手廣く同盟して遂に西部同盟組合を組織したるが如き有樣に達するは遠きに非ざる可しと信ずる旨を陳述したり

更に疑懼することなくして此企業に金を下す所の資本家は利益を得んとするより外、何等の目的あるに非ずと雖も抑も又彼等は人民往來の公道を開て電氣車線の完全なるを得るときは其沿道に在る社會と社會との間に交際及び商賣の聯絡を通して更に利益ある可しとて此邊にも注目する者なり蓋し此線路布設は新に大富源を發するのみに止まらず尙ほ其外に交際上の發達に付き殆んど想像外の勢力を呈することある可し

扨この電氣鐵道發達の爲めに生じ來る可き變化は一にして足らずと雖も或人の說に其交通の便は以て人民が都會に輻輳するの傾向を制止す可しと云へり然かのみならず又或人の想像に從來都府に住居する幾千萬の人は地方に去て居處を求め都下は却て寥々として昔年の群集に反對の有樣を呈すること遠きにあらざる可しと云へり

今是等の說を作す所以を聞くに何人にても一家內の者が田舍に住居すればとて門前より電氣車に乘て容易に都に往來し賃錢も安く發車の度數も頻々なりとの事實を發明しなば田舍暮しに對する大故障の一箇條は先づ以て消散したる姿なり田舍と都と互に懸け離れて住居する者も恰も軒を接して並び居るが如くなるが故に大なる市府村邑の郊外は大に面積を開くに至る可しと云へり

人民の公道に電氣車を利用することは今日僅かに發達したるのみなれども右の說の正確にして違はざる次第は實際既に證明したることあり今や旅客はボストン市の北二十哩の點より同市の南十三哩の點に至るまでの間に車を下りて步行すること二分間と車を乘替ること二三回の時間を除くの外その全長をば電氣車に乘て往來することを得可し尙この外にボストン市の郊外は四方八方に電氣車線路の聯絡を成しロード・アイランド州、ツロイ、オルバニー兩市の近傍、ニウ・ジェルジー州、ロング・アイランド及び西部諸市の中にて人戸稠密なる地方の電氣車線路は是まで蒸氣鐵道の專有に歸したる所の乘客商賣を大に侵掠したり

合衆國中にて屈指の名ある某鐵道會社事務長の說に僅々數年の中に蒸氣鐵道は其方法を變更するの止むを得ざるに至る可し其次第如何と云ふに電氣車線の發達は遂に蒸氣鐵道をして止むを得ず其營業の區域を狹くし急行直通の運轉にのみ限らしむるに至る可しと云へり

官報

○農商務省告示第八號

明治二十六年三月法律第五號取引所法第二條ニ依リ取引所ノ地區今般指定ノ外左ノ如シ

明治二十七年六月二日　農商務大臣　子爵榎本武揚

株式會社熊谷米穀取引所
一大里郡熊谷町　北埼玉郡成田村

株式會社堺米穀取引所
一堺市　大鳥郡向井村、舳松村、湊村

株式會社掛川米穀製茶取引所
一佐野郡掛川町、西山口村

株式會社福山米綿取引所
一深津郡福山町、吉津村、野上村、三吉村

農商務省告示第八號參照

法律第五號取引所法(明治二十六年三月四日官報)抄錄

第二條　同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區ニ一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム

○臨時博覽會事務局告示第十九號

本局告示第十七號第三條ニ依リ請求スヘキ「コロンブス」世界博覽會出品物中積返リ品ニ對スル特別補助費ハ本年六月二十五日迄ニ請求書ヲ本局ニ差出スヘシ此期日內ニ本局ニ到達セサルモノハ如何ナル事故アルモ之ヲ支給セス

明治二十七年六月二日　臨時博覽會事務局總裁　農商務大臣　子爵榎本武揚

臨時博覽會事務局告示第十九號參照

臨時博覽會事務局告示第十七號(明治二十七年三月五日官報)抄錄

第三條　補助費ノ支給ヲ請求スルモノハ所轄地方長官ヲ經由シ證明書ヲ添ヘ逕ニ臨時博覽會事務局ニ願出ヅヘシ

雜報

○淸國に於ける金貨騰貴の影響

金貨騰貴の影響は銀貨流通の一大帝國たる支那に向て如何なる變化を與へしかは人々の知らんと欲する所なり今在上海の帝國總領事大越成德氏は此事に關し其筋へ詳細の報告を送りたり茲に該報告に依り詳記せんに

●淸國貿易の增進、特に銀貨國との貿易進步●

淸國が其外國貿易に於て近來長足の進步を爲したるは夙に世人の認知する所にして之を統計に徵する時は近年の進步實に驚くべきものあり去る明治十九年には同國の輸出入合計一億六千四百五十五萬兩に過ぎざりしもの其後五年を經て二十三年には二億千四百二十三萬兩となり其れより四年にして昨年に至りては二億六千七百九十九萬兩に進み十年間に凡そ一倍の增加を示したり今、一步を進めて其細目に亘る時は大に注目すべきの點少しとせず特に近年金貨騰貴の爲め金貨國よりの輸入減少し之に對する輸出は却て增加し而して銀貨國との取引高は一般に膨脹したるが如き最も日本人の注目すべき所なるべし

●金銀爲替變動の沿革●

金貨騰貴の影響を知らんと欲せば其騰貴の跡を究めざる可からず抑も銀價の下落は千八百七十三年以來の事なりと雖も千八百八十四年頃までは其下落著しからず銀の一兩は英金六志より五志七片の間にありしが翌八十五年より漸次下落し八十九年には四志八片四分の三まで墜落したり其翌九十年には米國購銀法の實施あ

新橋發(下り) 午前五時四十五分(横須賀直行)、六時二十分(急行)、七時三十分(横須賀直行)、八時五分(急行)、八時五十分(急行)、九時二十分、十時二十分、十一時(急行)、十一時四十五分(急行)、午後十二時三十五分(横須賀直行)、一時三十分、二時三十分(急行)、三時二十五分、四時十分(急行)、四時五十分、五時五十分(急行)、六時四十分、七時三十分、八時二十分、九時五分(急行)、九時五十五分(急行)、十一時十分(急行)●新橋着(上り) 午前六時、六時五十分(急行)、七時三十分、八時二十分(急行) [illegible]

[illegible]著(上り) 午前[illegible]時二十六分、[illegible]九時四十分、十一時五分、午後一時十分、二時四十分、四時十五分、六時三十七分、九時二十五分

○横濱横須賀間發車時刻 横濱發(下り) 午前六時四十[illegible]分、七時十分、八時三十分、[illegible]午後十二時三十五分、[illegible]●横須賀發(上り) 午前五時四十分、[illegible]十一時四十[illegible]分、午後一時十五分、三時、四時四十分、五時四十二分(新橋直行)、六時四十五分

○東海道線汽車時刻 新橋發(下り) 午前[illegible]分(大船迄)、九時五十五分(神戸迄)、十一時四十五分(神戸迄)、午後十二時[illegible]分、四十五分(神戸迄)、三時五十五分(濱松迄)、六時五分(神戸迄)、四十八分(神戸迄)△(上り) [illegible]